

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金等について (6月21日以降の時間短縮分)

県では、6月21日から、まん延防止等重点措置を講じるべき区域を変更した上で、7月11日まで営業時間の短縮等を要請することとしました。

また、酒類を提供する場合の要件を新たに決めました。

これに伴い、要請に御協力いただいた飲食店に対し、協力金を支給します。

また、飲食店の感染防止対策の遵守徹底を図るため実施してきた現地調査について、調査期間の延長等を行います。

I 飲食店に対する感染拡大防止対策協力金

1 支給対象

原則として、令和3年6月21日から7月11日までの全期間、要請に御協力いただいた県内全域の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）

2 主な支給要件及び支給額

(1) まん延防止等重点措置を講じるべき区域

(千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市)

① 主な支給要件

- ・ 20時から翌朝5時まで営業自粛すること
- ・ 以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・ 飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること

※酒類を提供する場合（利用者による酒類の店内持ち込みも含む）は、さらに以下の事項を遵守することが要件となります。

- ・ 酒類の提供は11時から19時までとすること
- ・ お酒を飲む場合は、1グループは2人まで
- ・ 入店から退店まで90分以内とすること
- ・ 酒類を提供する場合は、別添のチェックリストによる感染防止対策の自己チェックの徹底と記録の保存
- ・ 「お酒を飲む場合は2人まで」「入店から退店まで90分以内」である旨の掲示

②支給額

以下の区分に応じて算定した日額×21日分

6月21日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月25日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高(※1)

7.5万円以下の店舗	3万円
7.5万円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.4
25万円超の店舗	10万円

1店舗あたり63万円から210万円(全期間御協力いただいた場合)

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額(※2)×0.4
(上限20万円)

1店舗あたり最大420万円(全期間御協力いただいた場合)

(2)まん延防止等重点措置を講じるべき区域以外の区域

①主な支給要件

- ・21時から翌朝5時までの営業を自粛すること
- ・酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)は11時から20時までとすること
- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること

②支給額

以下の区分に応じて算定した日額×21日分

6月21日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月25日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高(※1)

8万3,333円以下の店舗	2.5万円
8万3,333円超～25万円の店舗	1日あたりの売上高×0.3
25万円超の店舗	7.5万円

1店舗あたり52万5千円から157万5千円(全期間御協力いただいた場合)

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額(※2)×0.4
(上限額は、20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3)

のいずれか低い額)

1店舗あたり最大420万円（全期間御協力いただいた場合）

※1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和元年又は令和2年6月、7月の飲食部門の売上高の合計額÷61日

※2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

(令和元年又は令和2年6月、7月の売上高の合計額 - 令和3年6月、7月の売上高の合計額) ÷ 61日

※3 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。

※4 開店1年未満の店舗等については、売上高の計算方法の特例がありますので、後日発表する申請要領で御確認ください。

※5 協力金の申請時に営業時間の短縮要請及び酒類の提供時間の短縮を行ったことや、感染拡大防止対策を実施していたことが確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度や県のホームページ等を参考に、記録をお願いします。

※6 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

3 予算について

補正予算額 260億円

※ 財源は全額国庫支出金

※ 6月議会に補正予算案を計上します。

4 感染拡大防止対策協力金についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】0570-003894

【受付時間】9時から18時まで（土・日・祝含む）

Ⅱ 飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業

1 概要

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の飲食店を中心に、感染防止対策の遵守徹底を図るため実施してきた現地調査について、引き続き実施するとともに、対策や要請内容の遵守が不十分な店舗に対して、繰り返し調査を実施します。

[調査期間] 令和3年6月23日～令和3年7月11日

[調査項目例]

- ・ 座席の間隔の確保又はアクリル板等の設置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底
- ・ 酒類の提供ルール 及び 時短営業の遵守

※酒類の提供について、各店舗が行う自主確認に対して、現地調査（見回り）時に確認しますので、遵守されていないことが判明した場合は酒類の提供を止めていただくこととなります。

2 予算

補正予算額 2億円

- ※ 財源は全額国庫支出金
- ※ 6月議会に補正予算案を計上します。

3 現地調査事業についての問い合わせ先

コールセンター

【電話番号】 043-239-6236（千葉市、習志野市、木更津市、市原市、
君津市、袖ヶ浦市、富津市）

047-703-7127（松戸市、野田市、柏市、流山市、八千代市、
我孫子市、鎌ヶ谷市、市川市、船橋市、
浦安市）

【受付時間】 13時から22時まで（土・日・祝含む）

飲食店の感染防止対策チェックリスト

※まん延防止等重点措置区域内の飲食店において、酒類の提供を行う場合には、事前にこのチェックリストを作成し、大切に保管しておいてください。

作成日		作成者	
店舗名		店舗所在	

		自主確認	県確認
共通事項	(1) アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）		
	<ul style="list-style-type: none"> 全ての座席について、アクリル板等（パーティション※）が設置されているか 全ての座席について、座席間隔が確保されているか（最低1m） <small>※①同一テーブルの正面及び隣席、並びに他のテーブルとの間に設置 ②目を覆う程度の高さ</small>		
	(2) 手指消毒の徹底		
	<ul style="list-style-type: none"> 店内入り口に手指消毒液が設置されているか 入店時に、従業員から来店者に対し手指消毒を呼びかけ、実施しているか 		
酒類提供する場合	(3) 食事中以外のマスク着用の推奨		
	<ul style="list-style-type: none"> 飲食時以外のマスク着用について、来店者に対し掲示や声掛けなどで促しているか 		
酒類提供する場合	(4) 換気の徹底 <①建築物衛生法対象施設（換気設備あり） ②建築物衛生法対象外施設 ③その他>		
	<ul style="list-style-type: none"> ①に該当する施設の場合、建築物衛生法に基づく基準を満たしていることを把握している ②に該当する施設の場合、換気設備により必要換気量（1人当たり30m³/時）を確保している 例）換気能力300m³/時の換気扇、飲食店最大人数10名⇒確保できる1人当たりの必要換気量30m³/時 ②又は③に該当する施設の場合、窓・ドア等の定期的な開放により十分な換気を行っている 【①又は②に該当する施設で、上記項目が確認できない場合】 営業時間中の店内CO₂濃度が1000ppm以下である〔測定結果：_____ppm〕 		
酒類提供する場合	(5) 酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)の条件の遵守		
	<ul style="list-style-type: none"> 酒類を提供している場合は11時から19時までとし、次の内容を掲示し、要請しているか ①入店から退店までの時間は90分以内 ②1グループは2人まで 		
その他	(6) カラオケ設備の利用自粛 <利用自粛対象：飲食を主として業としている店舗（昼営業の Snackbar、カラオケ喫茶等）>		
	<ul style="list-style-type: none"> そもそもカラオケを行う設備がない カラオケを行う設備はあるが、利用自粛対象の店舗ではない カラオケを行う設備はあるが、当該設備を自粛しているか 		
結果	対策がとられていることを確認しました。引き続き感染症対策に御協力をお願いします。		
	改善いただく項目が_____点あります。改善をお願いします。 ※後日、改善確認のため、再調査させていただくことがあります。御協力をお願いします。 ※チーバくんチェックリスト等を活用し、対策の改善をしてください。		
備考			



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

千葉県感染拡大防止対策協力金の申請に当たっては、保管してあるこのチェックリストの写しの提出が必要です。
協力金についてのお問合せ先 【電話番号】 0570-003894

酒類提供に関するお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

酒類を注文されるお客様は、

「1グループは**2名**まで」

「入店から退店まで**90分**以内」

としていただくよう、**ご協力をお願いします！**

2名
まで

90分
以内

